株式交換公告

左記会社は株式交換して甲を完全親会社とし、乙を完全子会社とすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年九月十一日

香川県丸亀市飯山町下法軍寺八〇八番地一
（甲）株式会社トヨシマハウジング
代表取締役　豊島　義則

香川県丸亀市飯山町下法軍寺八〇八番地一
（乙）豊嶋建設株式会社
代表取締役　豊島　義則

第36期決算公告

平成27年9月11日
香川県丸亀市飯山町下法軍寺808番地1
豊嶋建設株式会社
代表取締役　豊島　義則

貸借対照表の要旨（平成26年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	293,533
	固定資産	278,659
	合計	572,192
負純資産及び債の部	流動負債	279,706
	貸倒引当金	870
	固定負債	17,277
	株主資本	275,209
	資本金	20,000
	利益剰余金	255,209
	利益準備金	5,000
	別途積立金	230,000
	繰越利益剰余金	20,209
	（うち当期純利益）	(5,013)
	合計	572,192

第23期決算公告

平成27年9月11日
香川県丸亀市飯山町下法軍寺808番地1
株式会社トヨシマハウジング
代表取締役　豊島　義則

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,000
	固定資産	212,930
	合計	314,930
負純資産及び債の部	流動負債	226,813
	固定負債	50,639
	株主資本	37,478
	資本金	3,000
	利益剰余金	34,478
	利益準備金	750
	別途積立金	28,000
	繰越利益剰余金	5,728
	（うち当期純利益）	(7,051)
	合計	314,930

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十七年七月十九日に、乙の株主総会の承認決議は平成二十七年七月三十日に終了しておりますこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年九月十一日

東京都荒川区西日暮里五丁目九番八号
（甲）三美印刷株式会社
代表取締役　山岡　景仁

東京都荒川区西日暮里五丁目九番八号
（乙）株式会社サンビプロダクトセンター
代表取締役　亀山　裕治

第24期決算公告

平成27年9月11日
東京都荒川区西日暮里五丁目9番8号
株式会社サンビプロダクトセンター
代表取締役　亀山　裕治

貸借対照表の要旨（平成26年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,953
	固定資産	12,068
	合計	81,021
負純資産及び債の部	流動負債	9,539
	株主資本	71,482
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,482
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	60,282
	（うち当期純利益）	(7,347)
	合計	81,021

第71期決算公告

平成27年9月11日
東京都荒川区西日暮里五丁目9番8号
三美印刷株式会社
代表取締役　山岡　景仁

貸借対照表の要旨（平成27年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,014,503
	固定資産	2,561,167
	合計	3,575,670
負純資産及び債の部	流動負債	271,440
	固定負債	248,307
	株主資本	3,055,923
	資本金	80,000
	資本剰余金	11,250
	資本準備金	11,250
	利益剰余金	2,964,673
	利益準備金	22,000
	その他利益剰余金	2,942,673
	（うち当期純利益）	(192,591)
	合計	3,575,670

ペレグリン・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッド
第1回変動利付円貨社債（1997）・第1回円貨社債（1997）
第八回（最終）配当金受領および支払に関するお知らせ

社債権者各位

平成27年9月11日

社債管理者　**野村信託銀行株式会社**
株式会社三井住友銀行
株式会社新生銀行

標記各社債（以下「本各社債」といいます。）の社債管理者は、本各社債の発行会社であるペレグリン・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドの清算手続において、平成27年7月17日付で本各社債の元本および利息に対する第八回かつ最終配当金を受領いたしましたのでお知らせいたします。本各社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）へのお支払は下記のとおりです。なお、お支払請求手続につきましては、第八回かつ最終配当金の支払請求手続に関する書類（以下「配当金支払請求手続書類」といいます。）を社債管理者の代表者である野村信託銀行株式会社の本店（住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号アーバンネット大手町ビル19階）にて営業時間内に本社債権者にお渡しいたしますが、ご希望の本社債権者には郵送いたします。

記

1　**第八回（最終）配当金受領金額**（社債管理者に対して支払われた金額）
　総額　　39,775,654.04香港ドル

2　**本社債権者に対するお支払金額**
　・第1回変動利付円貨社債（社債額面　1,000万円券）
　　元本債権につき　　19,820.89香港ドル　　利息債権につき　　20.85香港ドル
　・第1回円貨社債（社債額面　100万円券）
　　元本債権につき　　1,982.09香港ドル　　利息債権につき　　1.97香港ドル
　・第1回円貨社債（社債額面　1,000万円券）
　　元本債権につき　　19,820.90香港ドル　　利息債権につき　　19.73香港ドル
　注）①　利息債権に対するお支払は、清算手続の準拠法に基づき平成10年1月13日までの経過利息債権に対するものであり、所得税の源泉徴収の対象となります。なお、配当金の支払を受けるためにご提出いただく本各社債の社債券には、本各社債が期限の利益を喪失した日である平成10年3月25日の時点で支払期日未到来の利札全部を付するようお願いします。
　　②　上記支払金額は、会社法第741条に基づき、第八回（最終）配当金受領金額から社債管理者が事務処理のために要した費用等を控除した金額です。
　　③　第八回（最終）配当金は香港ドルにて支払われたため、本社債権者の方々へのお支払も香港ドルのお振込により行われます。日本円での受取りをご希望の場合には、配当金支払請求手続書類をご参照のうえ、別途の手続をお願いします。

3　**第八回（最終）配当金支払場所**　　野村信託銀行株式会社　本店

4　**第八回（最終）配当金支払請求受付開始日**　　平成27年9月14日（月曜日）

なお、お支払手続には一定の日数を要しますので、あらかじめご承知おきください。

照会先　野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部（電話03-5202-1763）

以　上